

令和 8 年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託
仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度 安曇野市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日（水）まで

3 委託上限額

10, 000, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 目的

安曇野市では、「安曇野市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、現行の第 3 次計画（令和 3 年度～令和 12 年度）では平成 25 年度（基準年度）の温室効果ガス総排出量 25,041 t-CO₂から 36.03%削減し、16,019t-CO₂とすることを目標としている。

しかし、昨今地球温暖化対策に向けた機運が一層高まっており、国では「2050 年カーボンニュートラル」に向け、令和 3 年 6 月に「地域脱炭素ロードマップ」において、「太陽光発電設備を設置可能な自治体の建築物等のうち、2030 年度までに 50%、2040 年度までに 100%の導入を目指す」との目標が示された。

こうした状況を踏まえ、市有施設等への太陽光発電設備の導入を計画的かつ効率的に推進するため、太陽光発電設備の導入可能性の調査及び検討を行う。

5 業務内容

（1）市有施設等の情報収集・整理

別表対象施設について、次の内容を情報収集・整理することで太陽光発電の導入を検討するにあたり必要な情報を抽出・整理する。

ア 施設全体図面、構造計算書、電力使用量データなどを収集し、屋根面積、耐荷重などを整理する。

なお、設計図書等の収集にあたっては、共同申請者である市の担当課の協力のもとに実施するものとする。

イ データベースを活用することで、日射量を確認する。

（2）導入可能性の判断

（1）において整理した情報を基に、導入可能性及びその根拠を整理し、市と協議のうえ導入の可否について検討する。また、導入が可能な施設等については、屋根形状や方角など

から発電量を推計する。さらに、電力系統の空き状況などから、発電した電気の活用方法を検討する。

(3) 現地調査の実施

導入可能性がある判断された施設等を対象に、現地確認及び施設管理者への聴取を実施する。調査内容には以下の内容を含むこと。

- ア 建築物の状況
- イ 電気関係の状況
- ウ 日陰範囲の状況
- エ 設備設置の障害となる固有事情（実際の利用状況、将来の活用予定、屋上防水シートのメンテナンス時期など）
- オ 洪水浸水や土砂災害のリスク
- カ その他必要と認められる事項

(4) 太陽光発電設備導入方針の検討

上記（１）から（３）までのほか、設置場所ごとに次の事項を整理し、市と協議のうえ最適な導入手法及び導入の優先度を検討する。

- ア ビジネスモデルの検討
- イ 導入設備の検討
 - （ア）施工方法（パネルの種類、設置工法等）
 - （イ）導入規模
 - （ウ）蓄電池
- ウ 事業性評価
 - （ア）初期費用
 - （イ）維持管理費（太陽光）
 - （ウ）電気代の抑制額
 - （エ）売電収益
- エ 設置による効果
 - （ア）二酸化炭素削減量
 - （イ）エネルギー代金の域外流出抑制額
 - （ウ）域内で循環する資金額
 - （エ）災害時の利活用
 - （オ）市民に対する普及啓発効果
 - （カ）その他必要と認められる事項
- オ 課題に対する対応
 - （ア）建築基準法の法令遵守（日陰規制、高さ制限、容積率等）
 - （イ）建築物への防水や耐震を踏まえた施工方法

- (ウ) 施設メンテナンス等施設管理上の課題（屋上防水シート等）
- (エ) 反射光等発生するデメリットの整理
- (オ) 導入可能な太陽光発電設備の発電量が最大限活用できない場合の工夫
- (カ) その他必要と認められる事項

(5) 報告書の取りまとめ

上記（１）から（４）までについて、成果品としてとりまとめる。

(6) 打合せ・協議

業務着手時、成果品納品前のほか、必要に応じて協議を行う。

6 成果品

(1) 業務報告書 1部

(2) 上記データ及び関係資料を格納した電子データ 一式

7 検査及び引き渡し

- (1) 受注者は業務を終了したときは、その旨及び成果品の引き渡しを受注者に通知するとともに成果品を納入しなければならない。
- (2) 発注者は前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち合いの上、各業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。
- (3) 発注者は通知を受けたとき、通知を受けた日から10日以内に受注者の立ち合いの上、各業務の終了を確認するための検査を終了しなければならない。

8 契約代金の支払い

発注者は検査に合格したとき、契約代金を受注者からの請求により支払うものとする。

9 環境への配慮

- (1) 業務に必要な用紙は再生紙等を用い、両面印刷するよう努めるものとする。
- (2) 資料等は電子情報で管理し、印刷の際には内容及び構成を検討してページ数を減らすよう努めるものとする。
- (3) 業務実施時に排出される一般廃棄物の適正な処理に努めるものとする。

10 その他

- (1) 業務に必要な資料情報等で安曇野市が所有するものについては貸与する。なお、業務終了後は、協議の上、返還又は廃棄すること。
- (2) 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

- (3) 受託者は、発注者に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。
ただし、別途協議が必要な場合は、この限りでない。
- (4) 受託者は、成果品が第三者の著作権等を侵害していないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権等の侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 本仕様書は、公募型プロポーザル方式による受託候補者の選定を行うに当たり提案の募集時において委託を予定している内容であり、契約の締結に際しては、受託候補者の提案内容等を踏まえ、協議のうえ修正を行うことがある。

1 1 担当部署（問合せ先・書類提出先）

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

安曇野市 市民生活部 環境・ゼロカーボン推進課 ゼロカーボン推進係 平沢

TEL 0263-71-2085 FAX 0263-72-3176

E-Mail zerocarbon@city.azumino.nagano.jp

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報という。以下同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例(令和4年安曇野市条例第32号)その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らがを行い、第三者(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。)に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。

(別表)

No.	施設名	所在地
1	豊科南中学校	豊科 1487 番地
2	豊科南部認定こども園	豊科 369 番地 1
3	豊科保健センター	豊科 4155 番地 1
4	豊科公民館	豊科 4289 番地 1
5	豊科認定こども園	豊科 4553 番地 15
6	豊科北中学校	豊科 5558 番地
7	豊科交流学習センター「きぼう」	豊科 5609 番地 3
8	市役所本庁舎	豊科 6000 番地
9	たつみ認定こども園	豊科高家 151 番地 1
10	アルプス認定こども園	豊科高家 3259 番地
11	豊科東小学校	豊科田沢 5626 番地
12	湯多里山の神	豊科田沢 7994 番地
13	南穂高認定こども園	豊科南穂高 2856 番地
14	豊科勤労者総合スポーツ施設	豊科南穂高 2866 番地
15	豊科安曇野の里自然活用村施設	豊科南穂高 5089 番地 1
16	穂高会館	穂高 5047 番地
17	穂高東中学校	穂高 5119 番地 2
18	穂高幼稚園	穂高 6802 番地
19	穂高認定こども園	穂高 9175 番地
20	穂高健康支援センター	穂高 9181 番地
21	穂高西小学校	穂高柏原 2728 番地
22	安曇野高橋節郎記念美術館	穂高北穂高 408 番地 1
23	北穂高認定こども園	穂高北穂高 494 番地 1
24	Vif 穂高	穂高有明 7751 番地 1
25	穂高北小学校	穂高有明 943 番地
26	穂高西中学校	穂高有明 9525 番地
27	穂高北部児童館	穂高有明 996 番地 2
28	貞享義民記念館	三郷明盛 3209
29	三郷文化公園体育館	三郷明盛 4775 番地
30	市役所三郷支所・三郷保健センター	三郷明盛 4810 番地 1
31	堀金中学校	堀金烏川 2126 番地 1
32	堀金保健センター・老人福祉センター	堀金烏川 2132 番地 4
33	堀金認定こども園	堀金烏川 2280 番地
34	堀金児童館	堀金烏川 2358 番地 1
35	堀金総合体育館	堀金烏川 2662 番地
36	堀金物産センター	堀金烏川 2696 番地
37	明科中学校	明科中川手 2666 番地
38	明南小学校	明科中川手 2694 番地
39	明科南認定こども園	明科中川手 2924 番地 2
40	明科体育館	明科中川手 3167 番地 1
41	子どもと大人の交流学習施設「ひまわり」	明科中川手 6814 番地 1
42	明科総合福祉センター	明科東川手 606 番地 2
43	明北小学校	明科東川手 823 番地
44	明科北認定こども園	明科東川手 872 番地 1